

行政データの民間利活用ニーズ

2017年11月1日
株式会社ゼンリン 事業企画本部

1. 非識別化を行わない下での利活用可能性

高齢者や要介助者に向けた支援サービスや、共助支援サービスなど、公共の利益や識別個人自身の利益に繋がる利活用

⇒利用条件・範囲などの細かな運用ルール策定が必要（※今回は検討対象外）

2. パーソナル属性削除による非識別化を行った上での利活用事例

① 情報収集目的と利用目的に大きな相違が無いもの

建築物の管理情報などの、地図の保有属性に取込み可能な情報の利活用

⇒建物構造、築年数、面積、階数など、資産価値が類推可能な情報の利用範囲
（法人所有物件情報に限定するなど）

② 情報蓄積目的と情報利用目的が相違するもの

許可申請情報などを、事業者の事業開始・廃止の契機情報として利活用

⇒目的外利用に対する申請者承諾や、目的外利用における許容範囲の規定などが必要

3. パーソナル属性を統計・集計化により非識別化を行った上での利活用事例

パーソナル属性（性別、年齢、学年、地域、など）毎にグループ統計情報化して利活用

⇒利便性とパーソナルデータ復元可能性との線引き基準の明確化が必要

例) 市区町村単位で統計化した場合、利活用有効性があまり無い

一方で街区単位で統計化した場合、個人特定まで可能な事が多い

1. 地図整備

① 出典情報利用

非識別化を行った情報を、そのまま出典情報として位置情報付加を行って活用

※建築申請関連（事例1）

② 調査トリガー利用

現在、ローラー調査により取得している経年変化を、申請契機等を調査トリガーとして活用

※食品営業申請関連（事例2）

2. GIS/LBS/エリアマーケティング提供

非識別化情報の地図重畳などによって、開発計画、商圈分析、出店計画、営業支援など、GIS/LBS/エリアマーケティング利用者に対して新たな付加価値を提供

※児童台帳関連（事例3）

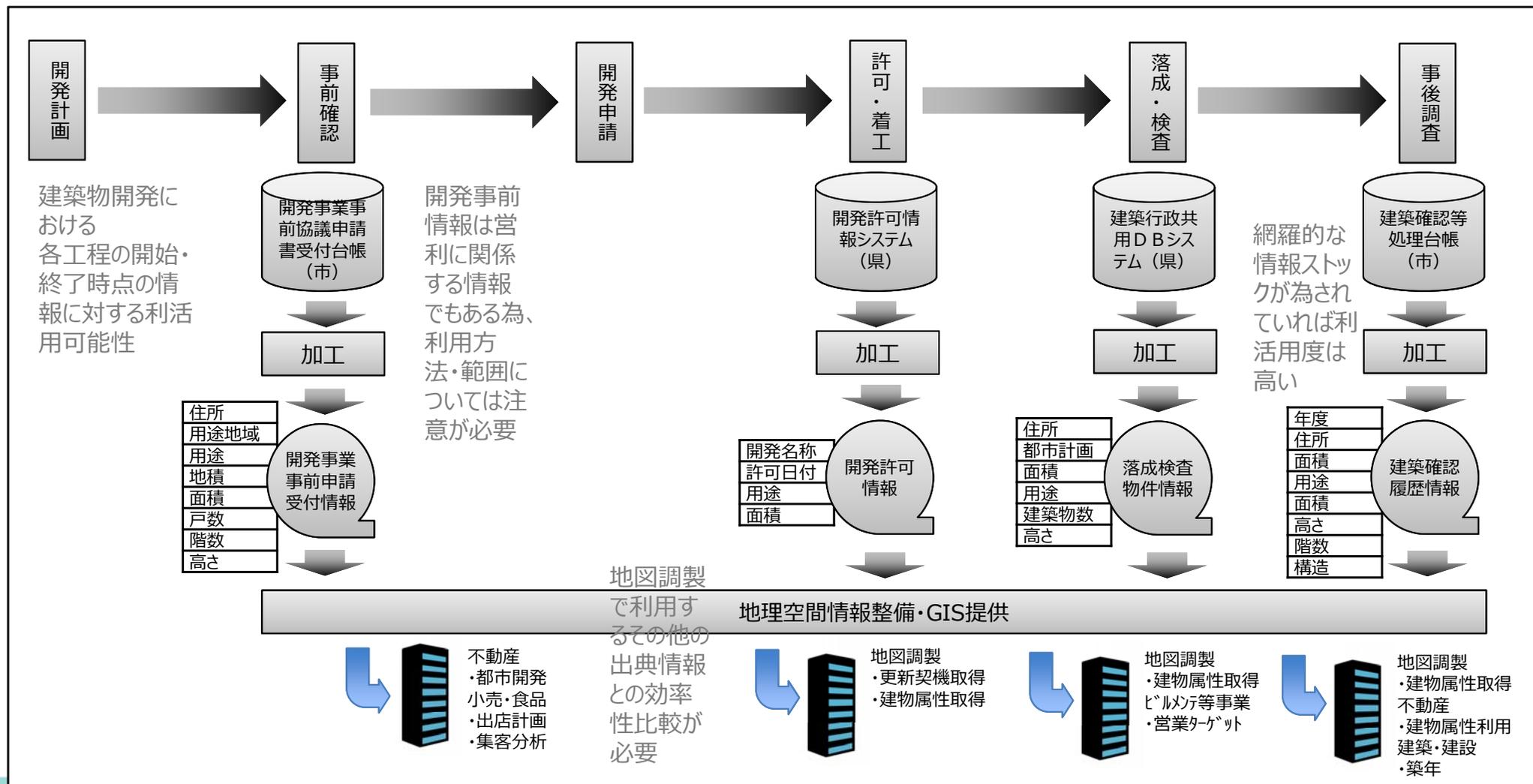
3. イノベーション分野開拓

不動産業界に向けた不動産総合データベースや、異業種間で相互交換・活用可能な地理空間情報プラットフォームなど、民間では保有困難な行政保有情報を、将来的に新たな視点で利活用方法を創出する事を目的として、さし当たっての情報ストックを進める

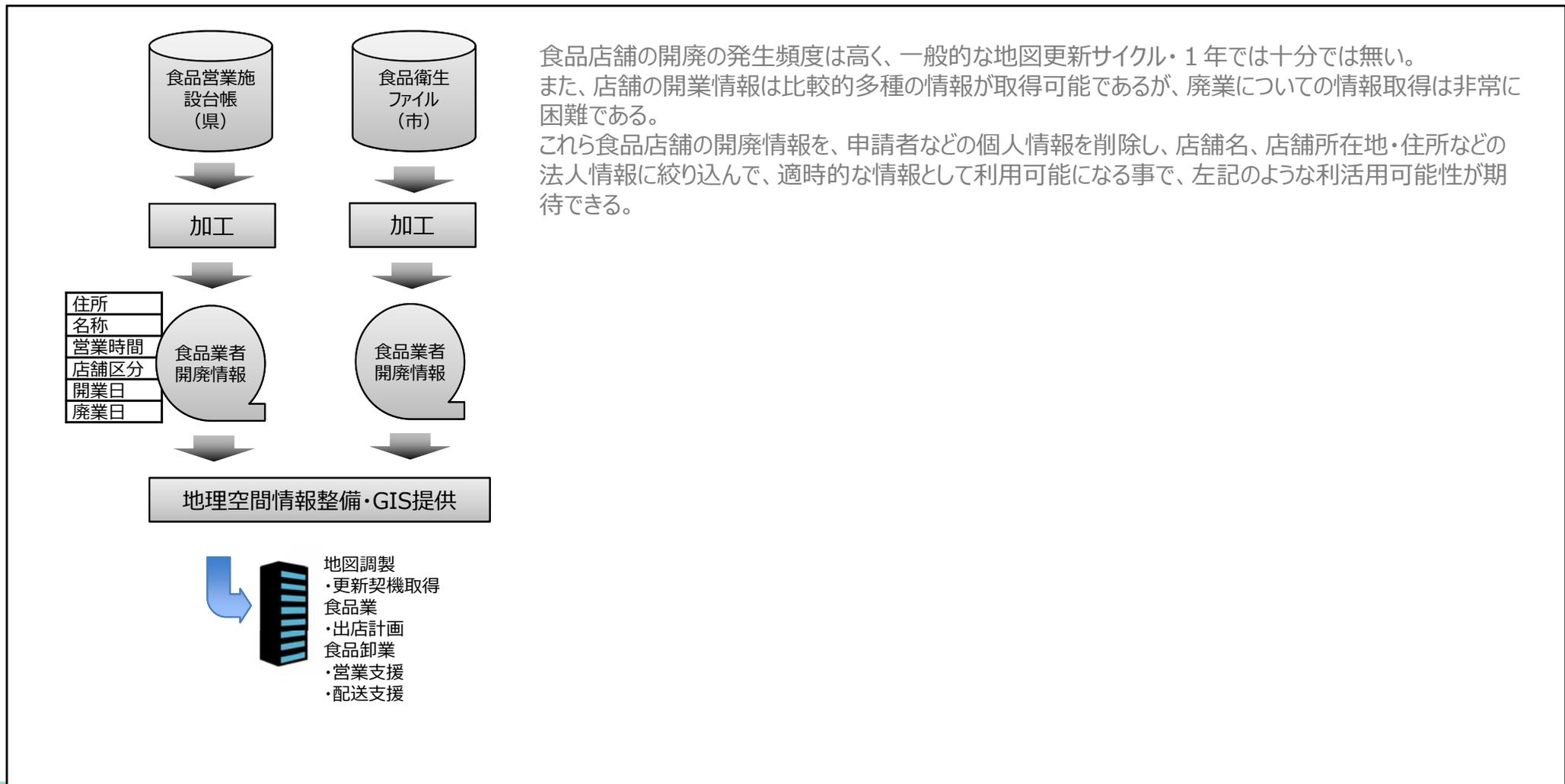
※各種災害出動履歴など

建築行政共用DBシステム/開発許可情報システム /開発事業事前協議申請書受付台帳/建築確認等処理台帳

データ名称	建築行政共用データベースシステム/開発許可情報システム/開発事業事前協議申請書受付台帳/建築確認等処理台帳
利活用区分	不動産・小売・商品・建築・建設業等へのGIS提供、地図情報整備
公開時加工	個人所有以外の建築物に関する建設工程毎の適時的情報と建築物属性に関する情報に限定
事業化可能性	網羅的な属性情報が利用可能であれば直近でのニーズ有り



データ名称	食品営業施設台帳/食品衛生ファイル
利活用区分	地図情報整備/GIS・LBS/マーケティング
公開時加工	「食品営業施設台帳」と「食品衛生ファイル」について、店舗開廃の変化物件をリスト化出力
事業化可能性	食品業者の経年変化情報を網羅的に取得できれば、地図調製、GIS、マーケティングで直近のニーズ有り



保育児童台帳情報ファイル/児童手当及び子ども手当ファイル /児童扶養手当受給資格者台帳/児童名簿

データ名称	保育児童台帳情報ファイル/児童手当及び子ども手当ファイル/児童扶養手当受給資格者台帳/児童名簿
利活用区分	マーケティング、都市計画
公開時加工	学校区や大字レベルの区域単位にて、児童区分（学年）毎の児童数を統計化
事業化可能性	教材販売営業支援や、時系列での児童数推移を利用した学校開廃計画や都市計画へのニーズ可能性有り

